

## 「託送料金変更認可決定取消訴訟」控訴審第1回期日・報告集会記録（文字起こし）

【日時】 2023年12月14日（木） 15時30分～16時30分

【場所】 福岡県弁護士会館 2階大ホール

進 行 それでは始めたいと思います。本日は非常にたくさんの方が傍聴に来られたということで、90名くらいの方が今日は来られたということでよかったなと思います。では只今より「託送料金変更認可取消請求訴訟控訴審」第二回口頭弁論意見陳述に関する、今日は朝日新聞の記者の方が見えておりますので、記者会見を開催いたします。その後報告集会に移りたいというふうに思っています。私は本日の進行役を務めます一般社団法人グリーンコープでんきの小笠原と申します。よろしく願いいたします。なお、本日この会場に来られない関係者の皆さんはZoomでの参加となっております。それではまずお手元の資料を確認したいと思います。まずは控訴審第2回期日傍聴資料という頭書きの上申書を2アップしたもの、それと控訴準備書面2、控訴準備書面3、それと縦になりますけれど、大島意見書、それと証拠説明書7、それとカラーの意見陳述スライド、それから託送料金訴訟を支える会静岡が取り組んでくださっているオンライン署名の案内はがきを同封いただいております。以上になります。不足がございましたらお申し出頂きたいと思います。

続きまして、弁護団、原告の紹介をさせていただきます。弁護団から小島団長、馬場弁護士、篠木弁護士、グリーンプ共同体の東原常務、日高共同体代表理事、おかやまから飯村理事長、かごしまから亀崎理事長、組織委員会の高橋委員長、くまもとの八木地域理事長、以上の方々です。

進 行 それでは早速代理人から本日の意見陳述などの報告をお願いしたいと思います。今日は朝日新聞の記者の方が見えられています。それで先ほど事前にご質問などありますかということでお尋ねしたんですけれども、もう、ということで今日の感想など述べていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

記 者 この裁判は一審の途中からずっと注目して傍聴を続けておまして、今日は前回の八田意見書をもとにした意見陳述ということで、かなり迫力のある主張をされていたのかなと思いました。この託送料金上乘せ問題というのは、最初に国の審議会で方針を決める時から大きな問題になっていて、新聞なんかでもおかしいという報道を再三、各紙してきているんですけれども、国の方針のまま通ってすでに実施されているという状況になっていて、おかしいという人はたくさんいたんですけれども、裁判に訴えて争っておられるのはグリーンコープさんだけということです。日本の中でも注目すべき裁判というふうに考えて取材を続けているところなんです。主張については、誰が見てもおかしいという話で、おかしさをどういうふうに整理して解き明かしていくかというようなことなのかなというふうに思っているんですけれども、控訴審で専門家の方の意見書が出てくるようになり、そのあたりのおかしさのカラクリみたいなものがだいぶ明らかになってきたのか

なというようなことを感じております。以上です。

進行 有難うございました。それでは代理人から本日の意見陳述などの報告をお願いしたいと思います。

小島 私のほうから本日の意見陳述の話を少しさせていただきたいと思います。皆さんが全員今日傍聴された方ということでもいいのですかね。傍聴してない方っていらっしやいますか。では今日来ていただいたということを前提にお話ししますが。まず電力自由化の下で電力料金がどういうふうに決まっているのかということはある程度お分かりいただけたでしょうか。実は今日お話ししたように決まっているのですけれども、それをほとんどの人が知らない。それで今回の託送料金に賠償負担金ないし廃炉円滑化負担金を乗っけるという議論をした経済産業省の貫徹委員会の中間とりまとめの中にできえ、そこが分かっている意見がまとめられている。それであろうことか理解が十分されてない意見がそのまま判決に引用されて、それが前提となって判決の結論に至っているという事態だったわけです。実は私どもはこんなことは自明の話なので、もう一審で確実に勝てるだろうと思っていたところ、敗訴判決になってしまって。やっぱり一からちゃんと説明しなきゃいけないのだなというところなんです。それで電力料金というのはそれまでは長く総括原価方式といってですね、要するに電気料金の原価を積み上げていて料金を決めるという方式でしか決まってこなかったんですね。だから競争的市場で決めると言っても、それはいったいどういうふうに決まっているのだというのがイメージしにくいところがある。ただ日本の市場の中で、競争的市場で決めているものというものは主要産品の中でもいくつかあるわけですね。伝統的には米ですね。戦時中の一時期から統制経済に入って、米というのは完全に政府の統制経済の下でやられてきて、1995年まで、計画流通でしたから、政府が価格を決めるとなっていた。私が子どものころは、生産者米価と消費者米価をどういうふうに決めるかって政府の間での交渉があってそこで決まった価格で米を売るというふうになっていましたけど、もともと戦前の米取引というのは完全な自由相場取引でした。今も米の取引も基本的には市場で自由に決まっている。それで一部相対取引でやっているところもありますけれども、その点では全くこの電力と似たような形で市場取引ベースにして、そこのところでそれに加えて相対取引をしている。相対取引で高く買いすぎるとですね、高い値段で買いすぎると米穀卸が経営困難に陥るということがあります。実は私は関東では結構大きい方の米穀卸の顧問をやっていたのですね。僕の実家が出身母体なんですけど、そこはなんかたくさん相対取引で高い値段で米を買っちゃうものですから、大体、米を実際に引き取らなきゃいけない次期になるとですね、その決済資金に困ってどうなるかなということにいつもバタバタしているわけです。相対取引でも必ず市場価格を参照基準とするんです。電気の場合はどういうふうになっているのか、よく分からなかったと思うんですけど、今日具体的に見ささせていただいたように、一日の間でも電力料金は変わる。いままで電力料金の一日のグラフを見せた時に、ええっこういうふうになっているの、とみんな言います。みんなが普通に使っている電力なのに、その電力料金がどうやって決まるのか知らないという実態がす

ごくよく分かりました。しかもだから意図的に出したのですが、春と秋の気候のいい時の土日の電力料金というのはゼロになる。これすごいですよね。だから地球温暖化対策で再生可能エネルギーを増やさなきゃいけないということを盛んにされていますけれども、すでにその時間帯では100%以上太陽光発電でできている。九州なんか本当にそうなんですよね。実は。その時期は、九州、中国、四国はほぼ100%太陽光でいけちゃう。一年通してではそうはいかないんですけど。ですからそういう意味でも電力料金はどういうふうに決まっていくのかということに関心を持ってかなきゃいけないと思っていました。僕もこれを知ったのは実はウクライナ戦争で電力料金が上がったというふうによく言われますけれど、その1年前の20年の年末から21年の1月にかけて電力料金の大幅騰貴というのがあったんですね。急に電気料金が上がった。これはなぜ上がったかはよく分かってないんですけども、とにかくかなり電力料金が急激にアップしました。その時に、その後危機になって新電力が経営不況に陥りましたが、ある時期新電力がどうやって乗り切ったかという話を聞いた時に、まさに21年の4月くらいの時点の市場価格のグラフを見せてもらって、あっゼロなんだと、僕自身も衝撃を受けたという記憶がありました。だから、結構その市場取引がきちんと機能していくとですね、実は再生可能エネルギーに有利になるように市場取引で動いていく可能性が十分にあるんですね。それを踏まえて、いろいろなことを考えていく必要があるんだろうというふうには思いました。多分、裁判所もですね、まったく分かってないんですよ。競争的市場で決定されるといっても、どういうことか分かんないんですよ。だから今日プレゼンさせていただいたんです。裁判所にちゃんと理解してもらわないといけないので。だからこれを考えた時、一審判決はそのことを全く分からないまま出されたということで。僕らも分かっていなかったのではないかという疑いはあるんですけど。そういうことをちゃんと理解して、どういうふうに電力料金が決まっているかということを理解して、それを突き出していく。一方で、市場で完全に自由に決まっている中で、市場でないところでやっている一般送配電料金のところに全く関係のない原発コストを乗っけちゃうというのは、明らかにおかしいでしょう。電力料金は市場で決定してやると言っているのに、電力料金の中に本来あるべきものを、別のところで取り込めるようにしちゃう。こんなことを許したら、せっかく自由化した意味が無くなっちゃうわけですよね。それを理解してもらうには、電力料金がどう決まっていくかということを具体的に説明するということがすごく重要なんだと思って今日はプレゼンをさせていただいたという次第です。だからその文脈を踏まえて平成11年の日本の電力改革、自由化の最初の報告書の文章の中にどう書かれているかというのを読むということがすごく重要なことになって、経済産業省はなんとそこの中に何と公益的なものを料金として載せることはできると書かれているというふうに言っていて、書いてもないのにそう答弁させているんですけど。報告書を見るとそうは書いてないんです。だから大臣にも事実と違う答弁をさせちゃっているし、それが国会の場で堂々と通っちゃっているし、今度は裁判所もそれを信じて判決を書いてしまった。もともと違ったことを

言わせた方が悪いんですけども、そういうふうな誤解を十分解くことができなかつた僕らも力不足だったという感じがします。そういう悔いを残さないように、ここではきちんとやりたいというふうに思っているところです。ただこういうことにみんな気づいてですね、こういうことがきちんと言えるようになったというのもやっぱりこの訴訟をやっていた成果だと思いうんです。この訴訟をやっていく中で電力料金がどう決まっていくのかとかね、電力市場の自由化というのはいったい何なのかということ初めてまともに考えるようになっていった。原発のコストは本当にちゃんと正しく負担されているのかとかそういうふうなことを考えると、だからこれが重要なんですね。昔、今から25年ぐらい前に、25年もうちょっと前ですね、1995年6年ごろにヨーロッパに電力自由化が進行していったので、電力自由化で原子力発電がどうなったかという調査に行ったことがあるんですけど、その時点ですでに電力自由化を進めると原発は成り立たなくなるということが言われていました。その時はなんとなく分かったような感じになったんですが、よく分かってなかったんですね。なぜ成り立たなくなるかということ、結局電力料金が今言ったように市場で決まっちゃうんです。そうするとそれまでの総括原価で行なっていた時は原子力発電所にかかるコストは全部総括原価にぶち込んで、いくらかかってもそれは全部回収できるからいいというふうにやっていたわけです。ところが自由化されたらば、電力料金は決まっていますから、コストが高くなったらもうもたないわけですね。原子力発電から事業者自体が撤退しちゃうんですよ。経済的に成り立たないから。例えば今回の今日も話したように原子力損害賠償金1200億の損害賠償保険料を前提に、補償料を決めています。これが例えば5兆円とか10兆円とかになったら、その保険料だけでも今の原子力発電のコストは数倍になります。数倍のコストがかかっても、電気が5円とか10円、20円にしか売れないという事態になったら、絶対原子力発電は操業すれば操業するだけ赤字になる。事業的に成り立たなくなるんですね。事故のコストという外部費用をきちんと内部化しなければならないというようにするという考え方、そういうことをすることによって、電力自由化のもとで原子力発電は成り立たなくなる。実は同じように火力発電もちゃんとカーボンプライシングで環境にかかる負荷を炭素税という形で内部化すれば、全く成り立たなくなる。ちなみに日本も炭素税かけています。1kwhあたり今大体0.4円くらいです。スウェーデンとか北欧とかでは高いんですけど。北欧だと1kwhあたり8円から10円です。8円から10円かかると、電力料金そのものが大体20円くらいなので、そこに8円かかたら競争的に全く成り立たなくなる。だから火力発電からみんな撤退してしまうわけです。日本では0.4円ですからね。ほとんどカーボンプライシングされていないんですね。やはり電力自由化の下ではかかるコストをちゃんとその事業体にかけていくことが非常に重要な意味を持っていて、それが電力自由化の下でおのずから変わっていくということですね。それで、さらに言うと今日はゼロ円でそれより下にはいっていませんでした。あれ、今ヨーロッパではマイナス電力料金となっているんです。太陽光発電が盛んで、電力需要が少ない時は電力を買ったらお金がもらえる。どうする

か、お金をもらってどうするかというと蓄電器をつけるんですよ。各家庭に。うちは蓄電器があるから電力を買います。それで太陽光が電力を発電しなくなる夜にその電気を使う。そうすると昼間に買うことによってもらった電力料金で蓄電池のお金が出せて、夜はそこで貯めた電気で自分の家のものになるので自分の家がミニ発電所になるでしょ。そうすることによって太陽光を無駄なく使えるようになる。今九州地域だと多分、4月5月だと太陽光発電を相当捨てています。十数パーセントに達している状態になっている。その捨てているものをそういうふうに引き取れば有効利用できるわけですよ。有効利用して、そうすると明らかに原子力発電とか火力発電はいらなくなってくるわけです。そういうふうにするためには、やはり自由化を踏まえた考え方を徹底することによって、変わってくることにつながっていくので。この辺のところはもう少し深めてみんなんで学習して、どういうふうにやっていけばいいかということを考えて行くと世の中変わると思うんですね、明らかに。だから断熱をちゃんと強化して、電力消費を押さえたら、自分のところで蓄えた電気を夏場とか冬場の電力需要が増える時期に売れるわけですよ。電力消費を減らせば減らすほど、利益になってくるという仕組みが作れますので。おのずから省エネなり、断熱化も進むんです。だから自然とそういうふうに進むような仕組みを作るということをやっていくことがすごく重要な意味がある。そうしていけば、電力は確かに昼間に太陽光が増えたり、夜は発電しなくなったりというのはありますけれど、それは今言ったような仕組みをうまく使えば平準化できることになるので、そのこのところを使っていくことを考えたらいいんだろうというふうには思っているところです。今日ちらっとだけ出しましたけれど、内外価格差ということで。実はですね、九州電力が九州電力に電気を売っている料金と、九州電力がそれ以外の新電力に売っている電力料金が違うという問題があるんですね。これ自体大変に深刻な問題だと思うんですけど。ひどい話で、今日の国の意見の前提は、九州電力から電気を買っている人の方が高い料金を払っているから負担をしていると、新電力に換えた人はその原子力発電の負担をしないから負担が安くなると。違うんですよ。九州電力が九州電力の小売電気事業者にうる場合の方が安い電力料金で売っている。それで安い電力をカバーしちゃうもんだから市場に出る玉が少なくなるものだから、市場に出す料金が高騰して上がると新電力が買う電力料金が高騰しちゃうんです。それで21年の1月の電力料金の高騰とか、去年の電力料金の高騰とかが起きて内外格差の問題がいるんですね。いろいろ沢山の問題が起きている。発電事業者が小売電気事業者に売る際の契約形態として、制限付不確定数量取引というのがあるんだけど、日本だけしかやっていない。日本の旧一般電気事業者が旧一般電気事業者に売る時しか使っていない、これは凄いことなんですね。要するに一旦この料金で買うと決めると欲しいだけ買えるんですよ。それで市場に玉を出しちゃけないということになっています。そこで、市場でえらい高い料金になっても安い電気料金で小売電気事業者は買い続けることができる。だから多分こういうことをやっているのは発電事業者としての九州電力にとってはあんまりプラスにならなくて、小売電力事業者としての九州電力だけプラスになる仕組みなんですよ

ね。だからなんか変な仕組みなんですけど、こういうことをすごくやっています。東北電力なんかは内外価格差をなくしたり制限をなくしたりしているようですが。九州電力は必ずしもそうではない。この辺の問題というのは調べれば調べるほどいろいろなものが出てくるような気がするので、その辺のところの勉強を皆さんと共にやりながらですね、今回は託送料金のところを切り口にしてはいるのですが、そこを切り口にしながらいろいろなことを考えて電力料金という我々にとって身近なものをどういうふうに考えていくかということをやってみたらというふうに思っています。どうもすみません余計なことをしゃべって。

進 行 有難うございました。では馬場弁護士のほうからよろしいでしょうか。  
馬 場 馬場です。今日の期日の流れを説明いたします。今日は控訴審第二回期日が行われましたけれども、私たちが出した書面は2つ、控訴審準備書面2と控訴準備書面3です。今回の託送料金認可は取り消されるべきだという裁判の中身に入った主張をしたのが控訴準備書面2、そして、そもそも私たちグリーンコープでんきが訴える資格があるかどうかという原告適格に関する主張をしているのが控訴準備書面3になります。控訴準備書面2と3をあわせて、大体50ページぐらいです。控訴準備書面2に関しては、さきほど小島先生が話された内容が基本的に大半を占めます。それ以外に控訴準備書面2では、例えば今回の主要な争点どこかという主張も行っています。また、今までしてきた主張の繰り返しになります。がそもそも賠償負担金と廃炉円滑化負担金は営業費に当たらないので、その原価に入れること自体がおかしいんだという主張を再度繰り返しております。そしてまた今後の進行の方針を示すために、3月末までには会計学に関する学者さんから意見書を作ってもらう予定になっている旨も主張しました。また、施行規則45条の21などについて、国は手続きについて定めたものであって、支払義務を課したのではないと主張しているのですが、それに対して私たちのほうは、施行規則は明らかに支払義務を課されているものだし、その規定によって私たち賠償負担金相当金や廃炉円滑化負担金相当金の支払義務を課されているので、手続き的規定ではないというような反論を行っています。この辺りは、これまでの主張の繰り返しなのですが、大事なところなので、再度繰り返しました。あと準備書面3なんですけれども、国は、電気事業法は、あくまで電気の利用者を守る規定であって、小売電気事業者を保護するために作られた規定ではない。だから、私たちは訴える資格がないという主張をしています。しかし、今回の託送料金変更認可決定によって、私たちは賠償負担金や廃炉円滑化負担金の支払義務が課されているので、当然私たちはその認可決定に関して裁判をする資格があるという反論を改めて行っています。第一審とほぼ同じ反論をしているんですけど、大事なところなので、もう一回繰り返します。今後の進行ですが、今回提出した大島先生の意見書に基づいて次回までに、準備書面を提出することになります。後は、大島先生以外にもう一人会計学の先生に原価に関する意見書をお願いしているところなので、次回期日までには大島教授の意見書に基づく準備書面を出すとともに、その会計の専門家の意見書の進捗状況を伝えることになります。今日の大まかな手続きは以上です。

進行 有難うございました。では篠木弁護士お願いします。

篠木 こんにちは、先ほど団長のほうから今日主張したことについて少し説明がありましたけれど、もう一つ団長が説明いただいたので、とても興味深いところがあります。それは賠償負担金のことなんですけれど、賠償負担金というのはそもそもどういうものだったかという、もともと原子力発電所が事故を起こした場合には原子力損害賠償法でその原子力発電所が責任を負わなければならないということが決まっているわけです。それが基本的には原子力発電所は事故を起こさないという神話の下で進んできたのですけれど、もし万が一起こったらいけないということで、原子力損害賠償法という法律が一定額を原子力発電事業に対して積み立てるように命じており、賠償措置額という1200億の保険をかけて、場合によってはその保険で賄うようにしなさいとか、さらに損害が起こった場合に1200億円の損害賠償措置額を超えるような場合には国が補償するので、それについては契約をしておきなさいという、二段の備えの規定があり、それで対応するというのでやってきたんです。そこで、それについてももちろん原子力発電事業者たちは義務を果たしてきたんです。ところが実際にこの前の福島原発事故を見るとその額では到底収まらないということが分かったんですね。そこで国は悩んだんでしょう。今後のことも考えて、今回裁判で私たちが争っている賠償負担金を徴収する規定を作りました。その賠償負担金というのは、本来原子力発電事業者が電力自由化の前に原価として電気代の中に入れて積み立てておくべきだったけど、備え忘れてというか、積み立てていなかったから、その過去の分をこれからさらに払えという話なんです。しかし、先ほどもお伝えしたように、原子力損害賠償法に基づき、旧原子力発電事業者は備えるべきとされた額をしっかりと支払い義務を果たしてきたわけです。それゆえ、今更、不足分だと言われて小売り事業所から徴収して、それを国に支払う必要など本来ないわけです。なぜなら損害賠償に関する法律上の義務は果たしているわけですから。しかし、それでは不足すると国は言いたいのでしようが、原子力損害賠償にはもう一つ規定があって、それでも足りない場合は国が国会の決議に基づいて保証すると書いてあるのです。国が保証すると規定されているんです。だとすると、今回の損害賠償負担金というのをおかしくないですか？ なぜなら、今回の経済産業省の省令は、不足分があったから、それを将来にわたって福島原発の賠償金の不足に見合うよう額を積み立てなさいと規定しているけど、旧原子力発電事業者は原子力損害に関しては原子力損害賠償法で決められていた義務をしっかりと果たしてきたわけですし、仮に不足があればそれは国が国会の議決に基づいて保証すると規定されていたわけですから。なので、今回の省令はそれと矛盾するので成り立たないのではないかと、不足分で言っているけど、その不足分は国が保証するという規定があるのだから、旧原子力発電事業者にはそもそも「不足分」という概念が成り立たないのではないかとということです。実はそのようなことも今回の準備書面で反論をしています。

それともう一つ指摘したことは、今積み立てている金額についていったい誰が得するのかという問題です。本来原子力発電事業者が積み立てておかなければな

らなかった不足分と国は言うけれども、足りない分は国が保証するという法律になっているわけだから、賠償負担金の徴収の省令によって、国が自分の保証分を、国が出さなくて良いような構図になっているというわけなんですね。構造的には。つまり本来最終的に国が原子力損害賠償法に基づいて保証すると規定しているにもかかわらず、その分が今回の損害賠償負担金の徴収によって、国が本来負担すべき額がどんどん減るような形になるというものです。それって国が自分の責任負担を減らすために規定を作っているようなものじゃないですか、それはひどいんじゃないのかと僕たちは主張したわけですが。それは前の裁判の時には、「不足額」の概念に対する反論をどうやって行えば分からなかったけれど、今回、弁護団で再検討した結果、こういう構造だというのが分かってきたのです。実はこれについては東原さんが以前から疑問に思っておられたことで、私たちも頭に引っかかっていたんですね。そこで、第一審で負けてしまったので、根本的にもう一度考え直して主張しているということなんです。これは変な話なんですよ。なぜかという、原子力損害賠償法で賠償措置額というのを決めていて、現在は1200億円なんですけど、昔は600億とかだったんです。金額が上がって、原子力事故に基づく損害の賠償の備えのために上げられているんです。ところが、福島第一原発の事故では、それだけでは大幅に不足するものだから、賠償措置額と同じ目的を持つ賠償負担金というのを徴収するわけですから。それって原子力損害賠償法という法律があるのに、裏工作というか、別な形で、新たな義務を原子力事業者に課して、小売電気事業者から徴収することで実現しようというのですから。変な話でしょ？要するに、法律を変えずにして、その下にある行政、省令、経済産業省令、ただ一省庁の省令で変更しているようなものなんです。そういうことなんですよ。だから国は本来であれば、本当は原子力損害賠償法の賠償措置額を1200億円でなくて何兆円かに変えて、それを今から積み立てるというふうにすべきだったし、あるいは国会の議決に基づいて賠償措置額で足りない分を国が保証を実現すれば良かったわけです。しかし、それは最終的には国民に大きな負担を強いることが国会で明らかになってしまうので、原子力は安全だと言ってきた国としてはできなかつたということなのかも知れません。特に原子力発電所に反対の人たちが猛反発しますよね。だから、到底国会で制定することができなかつた。だからそこを省令として、するっと逃げてきたんじゃないかなと思います。朝日新聞社の方がおっしゃっていた、当初も反発があったと言われてましたけど、突き詰めていくと、そういうことになっていたのだということになります。遅まきながら。最高裁では法律審なので、憲法違反だとかそういう重大なものだけしか受け付けてくれないので、実質的には高裁が実質的な裁判になるので、何が何でも主張しないとイケないと思い、今回主張したわけです。私のほうからは以上です。

進 行 はい、どうも有難うございました。それでは引き続き報告集会のほうに入らせていただきたいと思います。今日は小島先生、篠木先生はご都合がありまして4時半までということになっていますので、その時間を目途に開催したいと思います。それではまず日高共同体代表理事にお願いいたします。



日 高 皆さん今日はお疲れさまでした。本当に有難うございました。そして小島団長はじめ弁護団の皆様、今日は本当にご準備から有難うございました。今日の日を迎えられまして本当に良かったなと思っています。今日は会場の皆さんも、足元の悪い中、遠方からたくさん、このように傍聴頂いて、報告の会にも出席いただいたこと本当に感謝申し上げます。ひとこと、今日のお話の中でも、報告の中でも、とても詳しくお話しただいて、もともとグリーンコープでんきの事業から始まっておかしいと思ってきたところを、託送料金を問うというところはもちろんなんですけれども、それもプラスしながら、第一審の判決から見えてき司法のあり方というか、おかしいというところをまざまざとですね、今回いろいろ明らかにしていただけたなということで、私も気づくことがいろいろ、価格のこととかですね、自由化のこととか、からくりといいますか、おかしいなというところを気づかせていただけたと思っています。今日参加された方もいろいろと聞いたりされたと思います。私も今日初めてですね、実は傍聴をする機会がありました。報告集会のほうは何度か参加したことはあったんですけど、実際に法廷の中に入るのは初めてで、とても緊張しましたけれども、皆さんともに熱い視線を送りながら見守ったというところで本当によかったなと思っています。今日は本当に有難うございました。

進 行 有難うございました。それでは集会に参加していらっしゃる皆さんの方から感想、意見などを頂戴したいと思いますので、挙手をお願いします。

参加者A 弁護士さんに質問があります。静岡から参りました。私は託送料金の裁判の検討委員会にも入らせていただいているので、今日の「準備書面2」の中の25ページに弁護団が相手方の国に求釈明と言ってこれについて答えを書いていただくことになっていています。三つ質問があつて、それについて国は答えてくださいというふうに原告から主張しているんですけど、今日、国のほうはそれが必要だったら答えるけどねと言っていました。結局ここで答えてくださいという求釈明について答えないということはあるのでしょうかという質問が一つ。答えないということは答えられないいんせよと言うふうにこちらから反撃するチャンスはありますか、求釈明について国が答えないということがあるのかどうか伺いたいです。次の期日と関連して、お願いします。

馬 場 まず、国が、必要があれば答えると言ったのは、求釈明に対して必要があれば答えるというふうに言ったのではなくて、私たちの書面に対して必要な範囲で反論するという意味です。なので、国は求釈明に対して答えるとか答えないとか、そういう話はしてなかったかなと思います。求釈明はあくまでもこちらから質問に対して答えを求めるものなので、法律上絶対に答えなければいけないという義務まではありません。なので、答えない可能性もあるとは思いますが。国は答える必要があると思えば答えるでしょうし、逆に答える必要がないと思ったら答えないと思います。今回の釈明内容は、争点と重要に関わるものなので、答える必要はあるのかなと思うのですが、国のほうが答えないという作戦をとってくることもあるかと思っています。どういう対応をしてくるかちょっと分かりませんが、国の対応次第では、そのことについてさらに批判をしていくことも考えられます。

篠 木 今の求釈明のところなんですけど、準備書面2の25ページのですね、これって結構おもしろい求釈明なんです。裁判所の原判決はですね、国の主張を全面的に取り上げてこんなことを言っているんですよ。先ほど大問題になった原子力発電事業者から電気を供給してもらった需要家だけが大きな負担をしないとけない、そうでない人たちはそれを免れるから不公平だから託送料金の中に含ませたと。託送料金というのは電気を配る時、需要家、国民に利用者に送電する時に必要だから、皆がそれを使うんですよ。そこに含ませることで平等に徴収して積み立てるみたいなね、そういう話になっているんですよ。その前提となっているのが、原子力発電所は発電事業者でしょ、事業者と電気事業者との契約、そして小売電気事業者と我々需要家、利用者との契約、これがあることを前提に徴収するものであるということで、裁判所はそのような認定をしました。ということは結局は払わされているのは我々国民ですよ、需要家です。そこで今回私たちが質問したのは、この規定というのは、結局国民にそれを支払う義務があるということを確認した規定なんですかって質問しているんです。ところが、国はもともと小売電気事業者にも義務を課したわけではないと主張しているわけですね。そうするとなおさら需要家、電気を利用する人たちに支払義務があるというふうには絶対答えられないんですよ。被告（国）がそう答えなかったならば、裁判所が判断の前提として認定した徴収の仕組みが成り立たなくなるわけですから。小売電気事業者も需要家も支払いの義務がないのに、どうしてそのような仕組みが成り立つのか？ 小売電気事業者も需要家も支払い義務がないのであれば、そもそも省令で規定された賠償負担金の徴収の仕組みが成り立たないのではないのかという疑問です。それって結構無理がありますよね。そういったものを電気事業法が、そういう無理があるものを電気事業法が経済産業大臣に委任しているわけがないでしょと私たちは主張したいわけです。だから、この求釈明（質問）は、国が答えてくれればさらにそのような反論ができると考え、行ったわけです。おもしろい求釈明でしょう？ ただし、国はそこに触れてしまうと我々がますます勢いを増すから逃げる、つまり答えないかもしれないです。

進 行 有難うございました。では、続いて願います。

参加者B 総括原価方式のこともちょっと問題だと思うんですが、原子力損害賠償法のことについてです。私たちは飯塚市で活動している団体です。現在の損害賠償費用は1200億円ですが、福島事故の被害額は20兆円を超えています。ですから1200億円では1パーセントにもならないんです。これを上げるべきだという意見書を出しました。そしてそれは通って、一応国に送られました。やはりそこが本流だと思います。最低でも30兆円くらいの保険を掛ける必要があるんです。でもこれは保険会社も引き受けきれないし、電力会社も払いきれないんです。つまり、これは原子力発電というのは全く経済性がないということを示しているんです。そしてこれは保険学の先生もそういうふうに使われています。このことをしっかり踏まえていかないと、つまりどれだけ無茶苦茶なことをされているかということをつかれないと思います。1200億円の内訳をいろいろ聞いたんですけども、一つの保険会社ではなく、保険会社のグループというか、イギリスのロ

イズと言ってもっと大きい保険会社があるんですけど、そこにかけても、それで手一杯だったんです。そのくらい経済性がないんです。こんな経済性がないものを無理やり動かしているから結局無茶苦茶なことをやらないかんわけです。だから、省令が例えば法令よりも上みたいなことをやるのは、絶対行政はやらないですよ、こういうことは。もう法律的に間違っているとか、私らがやったら絶対言いますよ。それを無茶苦茶やってきているわけです。ですからこの裁判は最高裁まで行ったら私は負けると思っています。この前、聞きましたけれども、最高裁の裁判官も大きい法律事務所に天下りして、その人が後輩の最高裁の裁判官に相談に行っているわけですから、その人が国の裁判に出てきて言わずもがなで結局自分の後輩が判決を書くわけですよ。それで国に有利なほうに帰ってくると。だから僕らはどうすればいいかと、ここで負けた時にこれがどれだけ無茶苦茶なことなのかということを知りやすく皆に知らせていくのが一番大事だと思います。そのことをみんなで考えていかないかんと思います。もう一つ、総括原価方式、託送料金、結局送電費用に乗っけているんですが、この総括原価方式に例えば今から後の使用済燃料の、例えば10万円の管理費用とかも乗っけてくるのではないかというふうに心配しています。他に誰も払う人がいないわけですから。そのことをちゃんと考えないといけないと思います。以上です。よろしくお願ひします。

進行 有難うございました。他に、はい、お願ひします。

参加者C 早良区に住んでいます。前回の控訴審第1回期日の傍聴に参加できなかったのが、残念に思っていました。2回目の意見陳述のワーポイントが非常に分かりやすくて、電力自由化でどういうふうに価格が決められているかということがよく分かりました。電力自由化について知らなかったのは普通に考えたら当然かなと思っっているんですけど、「へえ～こんなふうになっているんだ。ヨーロッパではマイナスにもなるんだ」ということを聞くと、わが家は太陽光パネルと蓄電池があるので、これはゼロになるかなと思いました。今年の「311」集会には、グリーンコープの方に来ていただいて、託送料金の話をしていただいたんですが、託送料金問題のことはあんまり知られていないんですよ。新聞社の方にはぜひ頑張っしてほしいものです。この問題はもっと広めないといけないと思っています。2024年の「311」集会では、この託送料金の話をしていただくようにはなっていませんが、少なくともグリーンコープでんきが利用者から二つの負担金を徴収していないこと、グリーンコープでんきの利用明細書には二つの負担金の項目にマイナスが付いています。その金額は少ないですが、グリーンコープでんきの契約者全員分となると、ものすごく損していますよね。そういうふうなことも知らせる必要があると思うんです。今日の裁判で電力消費のグラフを見せていただきましたけど、「へえ～」っと思いましたよ。こんなこと、誰も知らないでしょう。だからこういうことを知る機会、ぜひ学習会を設けてもらえませんか。そしてみんなに知ってもらい、裁判に勝てるようにしましょうよ。ぜひそういう集会、学習会をグリーンコープの組合員さん以外も対象にして開催するというのは必要じゃないかなと思います。以上です。

進 行 有難うございました。ぜひ今日封筒の中に入っていた署名の葉書、これを皆さんに媒介いただければいいと思いますので、よろしく願いいたします。それでは他にございますか。

篠 木 発言させてもらいます。今ご指摘があった、託送料金の中に含ませて徴収すること、それは国民の方、その中に入っていることを知らないと思うんですね、グリーンコープでんきさんは自分で負担していてお客さんには負担させないということをしているから、グリーンコープでんきさんと契約している人は払っていないんです。先ほども求釈明、釈明を求めている点なんです、結局需要家に支払う義務があるんですか無いんですかって。仮に国が無いんですよと言ってしまった場合に何が起こるかという、国民の人たちは知らずにどんどん払っているでしょ、電気料金とか、送配電費用など必要なものはみんな払いますよね。でもその義務が無いものは、結局福島原発の損害賠償を皆が払うというのが、今ここに出てきているわけで、義務がないということになっちゃうと多くの人が「えっ???'となると思うんですね。金額は少ないけど、支払わなくて良いものを自分たちは払っているんだと驚くはずですよ。でもそれは契約をしまえば当然払う義務はあるんですよ。だから、払いたくないという人たちは契約をしないという選択がありますよね。でもですね、大部分の小売電気事業者が皆さんとの料金の中に含ませてしまっているわけですよ。なぜかという規定上は自分達は支払わないといかんから。それを転嫁するために皆さんに払ってもらうようにしているわけです。こういったところは全然国は宣伝もしていないし、説明もあまりしていないんですよ。なぜかという、説明してしまうと、それって払いたくないよねという人たちが出てきますから。だから、グリーンコープさんは裁判をしているわけです。そうするとでは払いたくない場合はどうするかという、電気が使えないわけですよ。だってそういう料金が予め含まれて、提示されて私たちは契約をしていることですよ。そういうことが起きますね。結局無理やり払わされる。半強制的に。強制じゃないですが、仕方がないから契約をせざるを得ない。こんな半強制的な徴収の仕方というものを今仕組みとして作られてしまっているのですが、しかし、そういう仕組みを、あまねく皆さんに電気が行き渡るように安定供給するための法律である電気事業法が、無理やり支払わせるようなことをしても良いと経済産業大臣に委任するわけがないと思うんですよ。だからこの徴収の仕方も実は結構問題があるのです。でも最終的にこれは誰が負担するかということですけど、本当は東京電力が本当は負担すべきなんですけど、それはどうなるか分からないから、誰かが負担しないとイケない。今はこっそりと徴収されているからおかしいと思います。僕は最終的には国民的な議論で損害賠償措置額というものを大きくするものなのか、大きくしたってどうせ払えないし、大変でしょ。やっぱりどこかで法律を規定するなり、皆で議論すれば、その中で決まったことはもう仕方ないですよ。でもその議論をしないというところがおかしいんですよ。だからこれってある意味民主主義の根幹に関わるような裁判だということを入れたらいいかなと思います。そして半強制的に取られることに皆さんが気づいて、嫌だと思っても取られてしまっている、

それに皆さんが気づくということが大切なことです。そういう中で契約をしていくのであれば、国民が自分で選択したことだから仕方ないです。しかし、そういうことをしっかり説明せずに、国民の勘違いを当てにしているような制度なんですよ。それが裁判の中で分かってきて、ますます腹が立ってきています。夜も寝られない。

進行 有難うございました。それでは原告の理事の皆さんからひと言ずついただきたいと思ひます。

東原 今、意見交換されたことも含めて何点かご案内したいと思ひました。まず一つは、11月からもう1回グリーンコープの各支部単協で託送料金の学習会をやりましょうと呼びかけて、始まっています。そこで押さえ直したいと思ひんですが、最後にやり取りされた、とりわけ賠償負担金の負担者に関してのことです。4年前に最初にやった学習会でも、この賠償負担金の決められ方、内容がおかしいということは多くの方が思ひました。同時に、かなり多かつた発言で「私は払いたいんです。だってお金が準備できてなくて誰も払わないとなつたら、福島の実実に事故で苦しんでいる人へ賠償が滞る」というものがありました。だから私たちの意思は「これを決める決め方とそしてそれを決めるにあつての情報を何ら出さず、その上で責任を取るべき東京電力の株主等が責任を負わないで、国民につけとして回すのをやめてほしいということなんだ」と、学習会を通して裁判に向かう総会の中で決めました。だから、積極的に払いたいという意味ではないけれども、私たちだけが払いたくないといことではなく、きちんと決めてやって行くべきだといこうというのを改めて意識化できる、当時行なつた良い意見交換だつたと思ひます。そのような考えも含めて多くの人に知ってもらふことは大事だなと思つた次第です。もうひとつ、今日お気づきのように、右側に座られていた方が被控訴人、国の面々です。お若い方も多かつたです。女性も多かつたです。経済産業省の役人の方です。かなり一審の時とメンバーも変わつてきています。この裁判を通して、先ほどから意見交換されている方も含めて思ひますけど、やっぱり社会は人間がつくっていくんだということを実感します。今日の審理を聞いている経済産業省の役人の方たちが、決められていることを自分たちはオウム返しにして従うだけなのか、それとも、小島先生が今日言つてもらつたのを耳にしたことを、仕事を国民から預かっている国の役人の人たちがどう考えていくかということ、あの方たち自身にもやっぱり大切なことであり、問われていることなんだと思ひます。だからそういう機会をたくさん通していくというのがグリーンコープが、人間が社会を作つて、私たちが社会の一步先に責任を持つているんだということ、グリーンコープは組合員がその決定を担つていくことなんかもあわせて考える良い機会だつたと思ひます。国がこの次に反論してくるかどうかわかりませんが、今日小島先生がおっしゃられた中に、平成11年の電気事業審議会報告というのがありました。国は「そこで、その場で、託送料金にこういう費用を含めていいんだということが、平成11年のこの審議会で決まっている」ということを主張し、それを前提に「平成29年に大臣も国会でそのように説明している」という主張をして、一審の判決はそれをそのままコピーして、引

用して「こういうことだから託送料金にのせていいですと、国会で大臣もそのように説明していますから、今回は国は違法ではありません」というのが一審の判決だったわけです。ところが小島先生が言った通り、平成11年の報告書にはそういうのは書いてないんです。少なくとも、国民に対して責任を負う役目にある貴方たちがそういうふうなことをしていいんですかと、今日おっしゃいました。そういうことも国の人たちに聞いてほしい。実はその平成29年の国会でそういうことを言った人は、今回騒がれているお一人の世耕さんです。やっぱりですね、人間というのは、自分のあり方と自分の業務というのはつながるんだというふうにつくづく思っています。実は、もう一人金額は少ないけれど、西村経済産業大臣も100万円もらったということで、今度大臣を辞めますが、あの方は福島の事故があって、東京電力だけでは払えないというそういう状況の時に賠償負担金という制度を作ろうというふうに議案を提出した中心の一人です。その時、様々な意見に対して「本来東京電力が責任を負うべきなんだ。他の電力事業者とその国民にこの費用を負担させるという内容の提案を今回するわけだけでも、将来しかるべき時期に返させるとまでは約束はできんけども、本来責任を東京電力以外の電力事業者とその利用者が責任を負うというこの法律について見直しをし、金額について精査します」と何回も何回も国会で答えてその法律を通しているんです。それに逆行するような制度がこの賠償負担金だったわけです。そういった、個人攻撃ではないんですけれども、やっぱり人間の言葉とその業務ということの大切さということをいろいろな意味で感じていけることになるので、小島先生も提起された、何人かの方にもっと広げようというふうに言われた、一方でグリーンコープ組合員の学習会ももう一回始まっている。何か善いものがもう一回つくっていける、続けていける時になっていると思った次第です。

進行 有難うございました。では飯村理事長、お願いします。

飯村 おかやまの理事長をしています、飯村です。今日小島さんのお話を伺って、プレゼンを聞いて、右側に座っていらっしゃった国の方々も分かっているんじゃないかな、ごめんなさいと言っちゃえばいいのになと思いついて聞いていました。先ほど学習会をと言われていたことでおかやまでは1月29日月曜日に広く一般の方にも呼び掛けて学習会を開催する予定です。弁護士の馬場さんと、東原さんと松田さんが来てくださる予定になっています。ぼんやりしている方に来ていただいても全然かまわないんですけど、脱原発の活動を長くされている方が託送料金訴訟について全くご存じないという現実があります。ですので、そういった方たちにもしっかりと呼びかけて、参加をしていただきたいなというふうに思っています。以上です。

進行 亀崎理事長、お願いします。

亀崎 かごしまの亀崎です。この裁判のことを知れば知るほど、このままでは国民が怒って当たり前だというふうに思います。私たちができることっていうのはおかしんじゃないかという声を高めていくこと、この裁判に関心を持つこと。そして会場に来れる方は来て、Zoomでも今日たくさんの方が参加されておられると思いますが、ここにみんなで集う、そういう仲間を一人でも増やす、そのことで

国民として、そして一市民、生活者としての声を届けていきたいと思います。かごしまでも1月22日の理事会の時に活動組合員中心の学習会となりますが、今後もこの託送料金訴訟のこと、この仕組みを知ろうとする機会を馬場弁護士にお願いしているところです。また一から学びそして声を集めていくそういうことを頑張っていきたいと思います。有難うございました。

進行 高橋委員長お願いします。

高橋 組織委員長の高橋といいます。2年前の12月に初めて来てから、ちょうど2年間、ずっと裁判を見守ってきました。最初のうちは国の側に座っておられる方がなんか鼻息荒くてふんふん言っていたんですが、今日はずいぶん静かだなと感じました。まさか裁判に提出されている書面に書いてあることが事実でないなんて誰も思わないですよ。そのことが本当に衝撃です。でも、「期日そんなに伸ばしてもしようがないからさっさと進めろ」みたいなこともおっしゃって、何が言いたいのだろう」と、「ごめんなさいと言うならさっさと言いなさい」と思っていたんですけど、きちんとね、そここのところは明らかにしていただきたいと思いますし、でもいままでも、小学生にも分かるように言ったことも、なぜこんな判決につながるんだということもたくさんありましたので、今回も言わずもがなのことでも、もう一回言いましたとおっしゃっていただいて、その通りです、何回でも忘れないように言っていただきたいと思いました。3月の託送裁判も見守っていきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

進行 八木地域理事長お願いします。

八木 地域理事長をしています八木と申します。今日初めて参加させていただきましたが、何度聞いてもおかしいものはおかしいなと感じました。数年前に大島教授の学習会がくまもとであったんですけども、その時に総括原価方式のことを初めて聞いて、電気料金がどんなふう決められているのか初めて知ったんですが、やっぱり知らない方が多いと思うんですよ。今回こういうふうに参加させていただいて、やはり現地で聞いて感じることもとても大事だなというふうに思ったので、できるだけたくさんの方に傍聴に来ていただいて、話を聞いていただきたいなと感じました。どうも有難うございました。今後どうぞよろしく願いいたします。

進行 はい、どうぞ

高橋 言い忘れしました。前回の時に私は「どうしてこんなに人が少ないんだろう、悔しい」と言った人間です。本日はこんなに来ていただいて、有難うございました。

進行 有難うございました。では最後に日高理事長、お願いします。

日高 すみません、先ほど言ったのでもう気が抜けていましたが、最後にマイクが回ってきましたので、ひと言。今日は本当に有難うございました。皆さんの今日、ご意見いただきましたし、今日理事会メンバーの感想も言っていただきました。本当に今日はたくさんの方、Zoomも通じて参加いただいているということを実に有難く思っております。まだまだ知らない人たちに伝えていかないといけないということを今日痛感して、おかしいことは誰が見てもおかしいということを実に今日は感じました。今日は本当に分かりやすく聞かせていただきました

し、私たちができることってまだまだたくさんあると思います。今日ここに集っているみなさんもぜひお近くの方にも伝えていただき、またこの場でたくさんの方が見守って傍聴したり、報告会に参加していただくということが本当にまた前進していくことになると思っています。これからもどうぞご支援とご参加のほどよろしくお願いします。今日は有難うございました。

進 行 有難うございました。それでは以上を持ちまして報告集会を終了いたします。本日は有難うございました。

以上